○財務省告示第三百九十九号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十八年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十六号）は、同日から廃止する。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一二〇円
二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一八五円
三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一三七円
四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九三円
五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨九七円
六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨八九円
七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一二六円
八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円
九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三五七円
十　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一六円
十一　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一八円
十二　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円
十三　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二〇八円
十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨三三円
十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四九九円
十六　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八六円
十七　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨三二円
十八　大韓民国通貨　一〇〇ウォンにつき本邦通貨一一円
二十　フィリピン通貨　一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨二六円
二十一　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨九三円
二十二　トルコ通貨　一トルコ・リラにつき本邦通貨四六円
二十三　ドミニカ共和国通貨　一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二六八円
二十四　チリ通貨　一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一九円
二十五　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八六円
二十六　ラオス通貨　一、〇〇〇キップにつき本邦通貨一五円
二十七　エジプト通貨　一エジプト・ポンドにつき本邦通貨一六円
二十八　セルビア通貨　一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨一一四円
二十九　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円
三十　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一八円
三十一　南アフリカ共和国通貨　一〇〇ランドにつき本邦通貨九八五円
三十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一六円
三十三　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨三二円
三十四　キューバ通貨　一キューバ・ペソにつき本邦通貨一二一円
三十五　コスタリカ通貨　一〇〇コスタリカ・コロンにつき本邦通貨二二円
三十六　パナマ通貨　一バルボアにつき本邦通貨一二〇円
三十七　ベネズエラ通貨　一ボリバルにつき本邦通貨一九円
三十八　ボリビア通貨　一ボリヴィアーノにつき本邦通貨一七円
三十九　イラン通貨　一〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨四二円
四十　ナイジェリア通貨　一〇〇ナイラにつき本邦通貨六四円
四十一　ケニア通貨　一〇〇ケニア・シリングにつき本邦通貨一二五円
四十二　ホンジュラス通貨　一〇〇レンピラにつき本邦通貨五四九円
四十三　エルサルバドル通貨　一エルサルバドル・コロンにつき本邦通貨一四円
四十四　コロンビア通貨　一、〇〇〇コロンビア・ペソにつき本邦通貨四七円
四十五　アフガニスタン通貨　一〇〇アフガニーにつき本邦通貨二〇〇円
四十六　イラク通貨　一〇〇イラク・ディナールにつき本邦通貨一〇円
四十七　シリア通貨　一〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨五五円
四十八　レバノン通貨　一、〇〇〇レバノン・ポンドにつき本邦通貨八〇円
四十九　コンゴ民主共和国通貨　一〇〇コンゴ・フランにつき本邦通貨一三円
五十　イスラエル通貨　一シェケルにつき本邦通貨三一円
五十一　グアテマラ通貨　一ケッツアルにつき本邦通貨一六円
五十二　ニカラグア通貨　一〇〇コルドバ・オロにつき本邦通貨四四四円
五十三　エチオピア通貨　一〇〇ブルにつき本邦通貨五八二円
五十四　モロッコ通貨　一ディラムにつき本邦通貨一三円
五十五　ハイチ通貨　一〇〇グルドにつき本邦通貨二四四円
五十六　エクアドル通貨　一エクアドル・ドルにつき本邦通貨一二〇円
五十七　パラグアイ通貨　一、〇〇〇ガラニにつき本邦通貨二四円
五十八　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨三二円
五十九　ヨルダン通貨　一ヨルダン・ディナールにつき本邦通貨一六九円
六十　スーダン通貨　一スーダン・ポンドにつき本邦通貨一九円
六十一　バチカン通貨　一バチカン・ユーロにつき本邦通貨一三七円
六十二　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二〇八円
六十三　ネパール通貨　一〇〇ネパール・ルピーにつき本邦通貨一一八円
六十四　ポーランド通貨　一ズロティにつき本邦通貨三三円
六十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四九九円

○財務省告示第四百号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）は、同日から廃止する。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一二〇円
二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一三七円
三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一五円
四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨三八円
五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨四五五円
六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一八九円
七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一二〇円
八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三五七円
九　ミャンマー通貨　一〇〇チャットにつき本邦通貨一一円
十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨九七円
十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七八〇円
十二　ペルー通貨　一ヌエボ・ソルにつき本邦通貨三九円
十三　インドネシア通貨　一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨九一円
十四　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一八五円
十五　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一九円
十六　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一二六円
十七　スリランカ通貨　一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨八九円
十八　アルゼンチン通貨　一ペソにつき本邦通貨一三円